

「栃木県米粉食品普及推進協議会」会則

1 名称

この会は「栃木県米粉食品普及推進協議会」と称する。

2 目的

この会は、新たな米の需要拡大につながる米粉食品に関する会員相互の情報交換や、米粉食品の利用促進・啓発に必要な事業を行う。

3 事業

この会は、2の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 米粉食品の普及・啓発
- (3) 米粉食品に関する調査・研究
- (4) 全国協議会及び関東協議会との連携
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事業

4 会員

この会の目的に賛同する団体・個人で組織するものとし、団体会員、個人会員及び賛助会員で構成する。

5 役員

この会に、次の役員を置く。

会長 1名

事務局長 1名

会計 1名

幹事 若干名

会計監事 2名

6 役員の仕事

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 事務局長は、事務局業務の処理にあたる。
- (3) 会計は、財務業務の運営にあたる。
- (4) 幹事は、この会の業務運営を掌握する。
- (5) 会計監事は、財政業務を監査する。

7 役員の仕事

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 役員を選出

役員を選出については、幹事会の推薦により、総会時に承認を得るものとする。

9 会費

この会の会費は、団体会員のみ年額1万円徴収する。毎事業年度当初に納入するものとする。

10 総会及び幹事会

会長は、原則として毎年1回総会を招集する。
また、幹事会を必要に応じて開催することができる。

11 事業年度

この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

12 事務局

この会の事務局は、事務局長が所属する団体に置く。

13 その他

この会則に明記のない事項については、幹事会において審議する。

附則

この会則は、2007年3月5日から施行する。